

◎新潟県告示第421号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成30年4月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 河川の名称  
一級河川姫川水系釜田川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成30年4月13日
- 3 廃川敷地等の位置  
糸魚川市大字西川原字風吹969番7から同969番1まで（釜田川左岸）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 101.38平方メートル